

公益財団法人郡山市健康振興財団法人管理費補助金交付要綱

平成22年4月1日制定

平成24年4月1日一部改正

平成26年4月1日一部改正

[保健福祉部保健所総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人郡山市健康振興財団（以下「財団」という。）の安定的な運営を支援するため、財団に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象とする経費は、役員報酬、給与手当、福利厚生費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、手数料、租税公課、負担金、委託費、その他の財団の法人管理に要する経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費から財団の法人管理に係る収入額を控除した額とし、予算の範囲内で定める。

(交付の申請)

第4条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、補助事業が完了した日の属する年度の翌年から起算して5年間保存しておかななければならない。

(概算払)

第6条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(補助事業等の内容変更等の手続)

第7条 財団は補助事業等の内容等を変更しようとするときは、規則第9条第1項の規定により、補助事業等内容変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月11日内閣公益認定等委員会通知）に定める勘定科目の大科目内の経費の配分の変更とする。ただし、補助事業等の内容の変更を伴うものを除く。

(実績報告)

第8条 財団は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

- 2 前項の場合において、補助事業に係る実績額が交付決定額と異なることとなったときは、実績報告と併せて規則第9条第1項に規定する補助事業等内容変更等承認申請書により事業内容の変更の承認申請を行い、市長の承認を受けなければならない。

(補助事業内容の変更の承認、額の確定等)

- 第9条 市長は、前条第2項の規定による承認申請及び実績報告があった場合、これらを適当と認めるときは、規則第9条第2項及び第15条の規定により、速やかに承認の決定及び補助金の額の確定を行い、規則第9条第2項に規定する補助事業等内容変更等承認通知書により財団の代表者に通知するものとする。この場合において、当該実績報告は、当該承認後の補助事業の内容に係る実績報告とみなす。
- 2 前項の場合において、市長は、確定した補助金の額が第6条の規定による概算払の額を下回るときは、当該差額の返納を命じなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度以後の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。